○津和野町情報公開条例施行規則

平成28年７月12日

規則第18号

改正　令和５年３月15日規則第６号

令和５年３月15日規則第９号

津和野町情報公開条例施行規則(平成17年津和野町規則第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第１条　この規則は、津和野町情報公開条例(平成17年津和野町条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条　この規則で使用する用語の意義は、条例第２条に規定するところによる。

(開示請求書の提出)

第３条　条例第４条の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、公文書開示請求書(様式第１号)を実施機関に提出しなければならない。

(開示決定通知書及び非開示決定通知書)

第４条　条例第９条第１項の規定による通知は、公文書開示決定通知書(様式第２号)により行うものとする。

２　条例第９条第２項の規定による通知は、公文書非開示決定通知書(様式第３号)により行うものとする。

３　条例第９条第３項の規定による通知は、公文書非開示決定通知書(様式第４号)により行うものとする。

(開示等決定期間延長通知書)

第５条　条例第10条第２項及び第11条の規定による通知は、決定期間延長通知書(様式第５号)により行うものとする。

(移送通知書)

第６条　条例第12条の規定による通知は、公文書開示移送通知書(様式第６号)により行うものとする。

(開示決定に係る第三者意見陳述通知書等)

第７条　条例第13条第２項の規定による通知は、公文書開示請求に係る意見依頼書(様式第７号)により行うものとする。

２　条例第13条第３項の規定による通知は、公文書開示通知書(様式第８号)により行うものとする。

(開示の方法等)

第８条　条例第９条第１項の規定による公文書の開示は、第４条第１項に規定する通知により実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

２　条例第14条の規則で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　録音テープ、ビデオテープ　視聴

(2)　磁気テープ、磁気ディスク　写しの閲覧又は交付

(3)　その他の媒体　写しの閲覧又は交付

３　公文書を閲覧するものは、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

(手数料)

第９条　条例第15条に規定する公文書の写しの作成に要する費用は、実施機関の発行する納入通知書により納入するものとする。

(任意的開示の申出等)

第９条の２　条例第16条の２に規定する公文書の任意開示の申出は、公文書任意開示申出書(様式第８号の２)によるものとする。

２　前項の申出があった場合における開示するかどうかの回答は、公文書任意開示回答書(様式第８号の３)によるものとする。

(審査請求)

第10条　条例第17条の規定による審査請求は、審査請求書(様式第９号)により行うものとする。

（運用状況の公表の方法）

第11条　条例第23条第２項に規定する運用状況の公表は、町広報に掲載することにより行うものとする。

（その他）

第12条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則（令和５年３月15日規則第６号）抄

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日から施行する。

附　則（令和５年３月15日規則第９号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年　　月　　日

実施機関

様

住所又は所在地
氏名又は名称(代表者氏名)

連絡先の電話

公　文　書　開　示　請　求　書

津和野町情報公開条例第4条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求する公文書の件名又は内容(文書を特定するため、具体的に記入してください。)	
請　求　者　の　区　分 (該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。)	1　本町に住所を有する者 2　本町に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 事務(業)所名 所 在 地　　津和野町　　番地 3　本町に存する事務所又は事業所に勤務する者 勤務先名 所 在 地　　津和野町　　番地 4　本町に存する学校に在学する者 学 校 名 所 在 地　　津和野町　　番地 5　上記のほか、事務事業に利害関係を有するもの 事務(業)所名 所 在 地　　番地 利害関係の内容
開　示　の　方　法 (希望する番号を○で囲んでください。)	1　公文書の閲覧 2　公文書の写しの交付(郵送の希望　　有　　無) 3　公文書の閲覧及び写しの交付
備　　考	

様式第２号(第４条関係)

年　　月　　日

様

実施機関

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示については、津和野町情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しました。

公 文 書 の 件 名	(　　　　　　年度)
開 示 の 日 時	年　　月　　日(　)　　時　　分
開 示 の 場 所	
担 当 課	電話番号
備 考	
注意事項 1　公文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。 2　指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課に連絡してください。	

様式第3号(第4条関係)

年　　月　　日

様

実施機関

公文書非開示決定通知書

年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示については、津和野町情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

公文書の件名	(　　　　　　年度)
開示しない理由	
担当課	電話番号
備考	
注意事項 この決定について不服がある場合は、この決裁があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。	

様式第４号(第４条関係)

年　　月　　日

様

実施機関

公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示については、津和野町情報公開条例第9条第3項の規定により、次のとおり開示しないことを決定しました。

公 文 書 の 件 名	(　　　　　　年度)
開 示 し な い 理 由	□　条例第8条に該当している。 □　公文書が次の事由により存在しない。 □　保存期間の経過により、廃棄されている。 □　作成されていない。 □　取得していない。 □　その他 (公文書の存否に関する情報) 第8条　開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示したときと同様に害されることとなるときは、実施機関の長は、開示請求に係る公文書の存在を明らかにしないで請求を拒否することができる。
担　当　課	電話番号
備　　考	

注意事項
この決定について不服がある場合は、この決裁があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関の長に対して審査請求をすることができます。

様式第５号(第５条関係)

年　　月　　日

様

実施機関

法　定　期　間　延　長　通　知　書

年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示については、津和野町情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長します。

公文書の件名	(　　　　　　年度)
決定期間の満了日	年　　月　　日
延長後の決定期限	年　　月　　日
延長の理由	
担当課	電話番号
備考	

様式第6号(第6条関係)

年　　月　　日

様

実施機関

公　文　書　開　示　移　送　通　知　書

年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示については、津和野町情報公開条例第12条の規定により、次のとおり移送することとしましたので通知します。

公文書の件名	(　　　　　　年度)
移送先の実施機関	
移送年月日	年　　月　　日
移送の理由	
移送先担当課	電話番号
備考	

様式第７号(第７条関係)

年　　月　　日

様

実施機関

公文書開示請求に係る意見依頼書

津和野町情報公開条例の規定に基づき、開示請求のありました公文書に次の情報が記録されています。ついては、開示の可否決定の参考としますので、当該開示に関して意見がある場合は、公文書開示請求に係る意見書(別紙)により回答してください。

なお、非開示を希望するときは、開示されることにより受ける具体的な支障(プライバシーの侵害、協力関係又は信頼関係に対する影響等)について記載してください。

公文書の件名又はその内容	(　　　　　　年度)
記録されている関係情報の内容等	
意見書提出期限	年　　月　　日(　　)まで
担当課	電話番号
備考	

別紙

年　　月　　日

実施機関

様

意見者

住所又は所在地

氏名又は名称(代表者氏名)

連絡先の電話

公文書開示請求に係る意見書

年　　月　　日付けで意見を求められた公文書開示請求に関し、次のとおり意見を申し出ます。

公文書の件名又はその内容	
意見 (当該公文書の関係情報を開示又は非開示としたときの問題点等について、具体的に記載してください。)	
備考	

様式第８号(第７条関係)

年　　月　　日

様

実施機関

公　文　書　開　示　通　知　書

年　　月　　日付けで照会しました公文書については開示することに決定しましたので、津和野町情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり通知します。

公　文　書　の　件　名	(　　　　　　年度)
開　示　の　内　容	□　全部開示 □　一部開示 理由等
開　示　の　日　時	年　　月　　日(　　)　　時　　分
開　示　の　場　所	
担　　当　　課	電話番号
備　　　　考	

様式第８号の２(第９条の２関係)

年　　月　　日

実施機関

様

住所又は所在地

氏名又は名称(代表者氏名)

連絡先の電話

公 文 書 任 意 開 示 申 出 書

津和野町情報公開条例第16条の2の規定により、次のとおり公文書の任意開示の申出をします。

公文書の件名又はその内容(公文書を特定するため、具体的に記入してください。)	
開　示　の　方　法 (希望する番号を○で囲んでください。)	1　公文書の閲覧 2　公文書の写しの交付(郵送の希望　　有　　無) 3　公文書の閲覧及び写しの交付
申　出　の　目　的	
備　　　　考	

様式第８号の３(第９条の２関係)

年　　月　　日

様

実施機関

公 文 書 任 意 開 示 回 答 書

年　　月　　日付けで申出のあった公文書の任意開示については、次のとおり回答します。

公文書の件名	
開示、不開示等の区分	1 開 示　　2 部分開示　　3 不 開 示
開示の日時	年　　月　　日(　)　　　時　　　分
開示の場所	
開示の方法	
開示しない部分及び開示しない理由	
担当課	電話
備考	
注意事項 1　公文書の開示を受ける際には、この回答書を提示してください。 2　指定された日時又は場所について都合が悪い場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。	

様式第9号(第10条関係)

年　　月　　日

実施機関

様

審査請求人

住所又は所在地

氏 名 又 は 名 称

(　　　　年　　月　　日生　　歳)

審査請求人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査請求をするときは、その代表者若しくは管理人又は総代又は代理人の住所氏名

住所

氏名

審　　査　　請　　求　　書

年　　月　　日付け　　第　　号で通知があった処分について、次のとおり審査請求をします。

審査請求に係る処分	
審査請求に係る処分があったことを知った年月日	年　　月　　日
審査請求の趣旨	
審査請求の理由	
審査請求ができることの教示の有無及びその内容	
備考	

様式第１号(第３条関係)

様式第２号(第４条関係)

様式第３号(第４条関係)

様式第４号(第４条関係)

様式第５号(第５条関係)

様式第６号(第６条関係)

様式第７号(第７条関係)

様式第８号(第７条関係)

様式第８号の２(第９条の２関係)

様式第８号の３(第９条の２関係)

様式第９号(第10条関係)